

## 行田市地域生活支援拠点等事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第一の一の3の規定による地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の整備の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 拠点等の事業（以下「事業」という。）の実施主体は、行田市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を適切に事業運営が確保できると認める地域の福祉サービス事業者及びその関係機関（以下「事業者等」という。）に委託することができる。

### (事業の対象者)

第3条 事業の対象となる者（次条において「対象者」という。）は、市がその援護を行う身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とする。

### (拠点等の機能)

第4条 拠点等は、事業者等が次の各号に掲げる機能を分担して担うものとし、その機能の内容は、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ及び対応 短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保した上で、介護者の急病、対象者の状態の変化等による緊急時の受入れ、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会及び場の提供 対象者の地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用並びに一人暮らしの体験の機

会及び場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保及び養成 対象者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(事業者等の登録等)

第5条 前条に規定する機能を担う事業者等（以下「拠点機能事業者等」という。

）として登録しようとする事業者等は、当該事業者等の運営規程に拠点機能事業者等として規定するとともに、行田市地域生活支援拠点等事業者登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、拠点機能事業者等として地域生活支援拠点等事業者登録台帳（様式第2号）に登録し、行田市地域生活支援拠点等事業者登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録の内容を公表するものとする。

4 拠点機能事業者等は、第2項の規定による登録の内容に変更が生じたときは、速やかに行田市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

5 拠点機能事業者等は、第2項の規定により登録を受けた当該拠点機能事業者等の機能を廃止し、又は休止するときはその1月前までに、再開したときは再開後10日以内に、行田市地域生活支援拠点等事業者廃止・休止・再開届出書（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

(守秘義務)

第6条 拠点機能事業者等の職員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告及び調査)

第7条 市長は、事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、拠点機能事業者等に対して機能の報告を求めるとともに、必要に応じて機能の実施状況の調査を行うものとする。

(北埼玉地域障がい者支援協議会との連携)

第8条 市長は、行田市、羽生市及び加須市で構成する北埼玉地域障がい者支援協議会と密接に連携を図り、地域の現状分析、必要な機能の整理、拠点等の整備の方針等についての検討を行い、事業の円滑な運営に努めるものとする。

2 市長は、第5条第3項に規定する登録の内容を羽生市及び加須市と共有するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年1月6日から施行する。

(準備行為)

2 拠点等の整備の実施に関し必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。